

第74回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

- 1** 事業報告の「会計監査人に関する事項」
- 2** 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 3** 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- 4** 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 5** 連結計算書類の「連結注記表」
- 6** 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 7** 計算書類の「個別注記表」

生化学工業株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.seikagaku.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

1 会計監査人に関する事項

I. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

II. 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の(1)にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるアソシエーツ オブ ケープ コッド インクは、デロイト アンド トウシュ エルエルピーの監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

III. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

2 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすために、SKKグループコンプライアンス行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。
 - ② 社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策を承認し、その実施状況を監督する。
 - ③ 社内外の研修等を通じて役職員の知識を深め、コンプライアンスの意識を高める。
 - ④ 役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見・解決を図る観点から匿名相談にも対応する。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規定により保存及び管理する。
 - ② 取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
 - ② 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
 - ③ リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置し、リスク予防施策を審議するとともに、重大な経営リスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次業績を管理する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規定に従い関係会社統括部署を置き、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項その他の事項について当社への定期的な報告を求めるほか、重要事項については当社取締役会が承認する。
- ② 当社の取締役または管理職等である使用人を重要な子会社の非常勤取締役に選任し、業務執行状況を監督する。
- ③ 監査部は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。
- ④ 監査役は、定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。
- ⑤ 当社は、子会社の業務執行に係るリスクを把握するとともに、損失の危険の管理を行う体制を整備する。
- ⑥ 当社は、子会社のコンプライアンス体制の整備状況及び運用状況について指導・監督する。

(6) 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を与えると同時に、当該補助使用人に対して、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の役職員は、監査役に対して以下の報告をする。

イ. 取締役会、経営会議等において経営の状況及び事業の遂行状況

ロ. 法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を
発見したときはその事実

② 当社の役職員は、監査役に対して稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。

③ 子会社の役職員は、監査役に対し、子会社の業務執行及び子会社における課題等の状況について報告する。

④ 当社及び子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

② 取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、運用する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス推進委員会を2回開催し、各推進施策の決定及び実施状況を監督するとともに、相談窓口制度の年間運用状況に関する報告を受け、同制度が適切に機能していることを確認しました。

また、本委員会において定める年間活動方針に従い、当社事業に関連する諸法令やガイドラインの改正に対応するための社内体制整備に加え、研修等による十分な社内浸透を図ったほか、規律意識の向上や相互理解を促進するための施策を講じ、コンプライアンスの実効性確保に努めました。

(2) リスク管理体制等に関する運用状況

リスク管理委員会において機密情報管理体制の強化をはじめとした主要課題を審議するとともに、全社リスクの予防措置に関する進捗状況を確認し、リスク発生の未然防止に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、経営リスク管理規定に基づいて設置した対策本部が中心となり、従業員及びその家族の安全確保や社会的な感染リスク軽減を最優先とした上で、製品の安定供給責任や事業継続に必要な最小限の業務を遂行できる体制を整備、実行しました。

(3) 取締役の効率的な職務執行体制に関する運用状況

取締役会を13回開催し、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うとともに、月次の業務執行状況報告を受け、中期経営計画及び当期事業計画に照らし、その進捗を管理しました。

また、取締役会資料の改善を継続するとともに、原則として会日の3日前までに資料を配布し、検討時間を確保するなど、取締役会の審議活性化に資する取り組みを実施しました。さらに、社外取締役に対する重要議案の事前説明や要請に応じて資料提供、補足説明を適宜実施したほか、経営課題や研究テーマに関する会合に社外取締役が参加する機会を設け、情報提供の充実を図りました。

経営会議を42回開催し、取締役会が決定した方針に基づき、業務執行上の施策を審議・決定したほか、経営上の問題点の把握及び対処方法の決定等を迅速に行いました。

(4) 子会社の管理に関する運用状況

子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、経営状況、財務状況に加え、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項等について、当社に対し定期的に報告する旨を規程等で定めています。

重要な子会社の経営状況及び財務状況に関する月次報告並びにコンプライアンス及びリスクの管理状況に関する年次報告書を精査し、適切な管理を行いました。なお、上記報告につきましては、監査役にも回付し情報共有を図っています。

また、当社の使用人を重要な子会社の取締役を選任し、同社の取締役会に出席することにより、同社の業務が適正かつ効率的に遂行されるよう指導・監督を行いました。

(5) 監査役の職務執行に関する運用状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会等の重要な会議に出席することにより、経営状況及び事業遂行状況に関する報告を受け、必要に応じて質問・助言を行いました。

常勤監査役は、経営にかかわる重要書類を精査したほか、当社事業所を往査し、従業員へのヒアリング及び必要に応じた助言を行い、その結果を監査役会に報告しました。

監査役会は、社長、会計監査人及び監査部とそれぞれ定期的な会合を行ったことに加え、年間計画に従い管掌役員や各部署長へのヒアリングを実施することにより、監査の有効性、効率性を高めることに努めました。

(6) 財務報告の信頼性確保に関する運用状況

監査部は、各部署を対象とした内部統制の有効性に関するヒアリングの実施や、重要な決裁書類及び経理伝票等の精査・検証を通じて、内部統制評価を行い、財務報告の信頼性が確保されていることを確認しました。また、その結果を社長及び監査役会に報告しました。

3 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

- (i) 大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要かつ十分な情報を提供させること
- (ii) 大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること
- (iii) 必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創 公正 夢と情熱」を経営綱領として掲げ、糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通じて、世界の人々の健康で心豊かな生活に貢献する事業活動を展開し、企業価値を高めていくことを基本方針としています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚して、高い倫理観のもと法令等の遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めています。

具体的な経営の中長期的な重点課題と施策につきましては、招集ご通知26ページ～28ページの「5. 対処すべき課題」に記載している「(1) 中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）の概要」及び「(2) 中期経営計画の進捗状況（2020年3月期）」をご参照ください。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレート・ガバナンスを重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図っています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまから継続的に信頼をいただくために、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制システムを整備し、各機関・各部門が相互に連携することでコーポレート・ガバナンスの充実を図り、社会の信頼に応える経営環境を構築していく方針です。

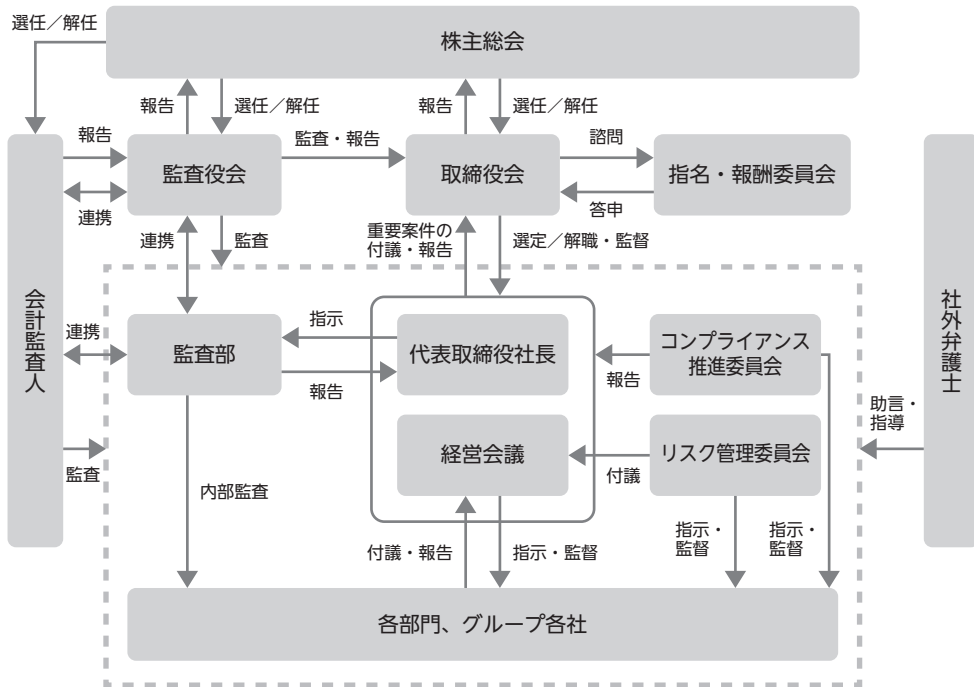
当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は主に以下のとおりです。

- ・ 経営の基本方針、中期経営計画や単年度事業計画の策定、業務執行取締役の選定など、法令、定款及び取締役会規程で定められた重要事項の意思決定と業務執行の監督を行うために、原則毎月の定時取締役会と必要に応じて招集される臨時取締役会を開催しています。
- ・ 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・ 取締役会の構成を社外取締役2名を含む6名体制とし、社外取締役比率を3分の1とすることにより、独立的立場での経営監督機能の向上を図っています。
- ・ 取締役会は、役員候補者及び取締役の報酬に関する事項を決定するにあたり、代表取締役社長及び社外取締役の全員で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その答申結果を受け審

議を行うこととしています。

- ・ 社外取締役及び社外監査役の全員で構成する社外役員会において、定期的に取り締役会の実効性を分析・評価し、その結果を取り締役会に報告のうえ、取締役会運営に関する改善を図っています。
- ・ 監査役会の構成を社外監査役3名を含む5名体制とし、各監査役が取締役の職務執行の監査に当たっています。
- ・ 取締役会による経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能の分離を進め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、執行役員制度を導入しています。また、執行役員制度の拡充を図るとともに権限委譲を促進し、業務執行の機動性及び効率性を高めることで、事業環境の変化に迅速に対応し得る体制整備に努めています。
- ・ 常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議を原則毎週開催し、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委ねられた業務執行上の事項を審議・決定することとしています。
- ・ コンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。
- ・ 経営リスク管理及びその予防措置を適切に行うために、リスク管理委員会を設置しています。
- ・ 子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況のほか、コンプライアンス及び経営リスクに関する重要な事項等について当社に対し定期的に報告する旨を規程等で定め、子会社の管理を適切に行っています。

<当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要>



(3) 株主利益向上のための施策

当社は、持続的な利益成長と企業価値の向上が、株主の皆さまとの共同の利益に資すると考えています。

株主の皆さまへの利益還元につきましては、重要な経営課題の一つとして認識し、業績に連動した配当を実施することを基本方針としています。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しながら、自己株式の取得を適宜検討してまいります。なお、中期経営計画期間中におきましては、2020年3月期の配当金は、1株当たり年間26円とし、2021年3月期及び2022年3月期は、事業収益等を勘案のうえ、配当性向50%を目指し、継続した利益還元に努めてまいります。

また、収益基盤の強化と資本効率の向上を図るために、新たな価値創出に向けた研究開発や生産体制整備に対する事業投資のほか、将来の成長やシナジー効果が見込める戦略投資にも積極的に取り組んでまいります。

役員の報酬等については、株主の皆さまの期待に応えるよう役員のインセンティブを高め、当社の持続的な業績向上に資することを基本方針としています。報酬等の決定にあたっては、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮した基本報酬に加え、社外を除く取締役を対象として、短期インセンティブとなる業績連動報酬及び業績評価報酬、並びに長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬を導入しています。これらにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めています。

(1) 大規模買付ルールの設定

- ① 株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと
- ② 当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

(2) 大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）について、次のことを定めています。

- ① 対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限り発動しうること
- ② 対抗措置の発動手続として、原則、下記(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。
- ③ 対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

(3) 独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めています。

なお、本プランは、2008年6月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、2011年6月21日開催の第65回定時株主総会、2014年6月24日開催の第68回定時株主総会及び2017年6月20日開催の第71回定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

*アドレス <https://www.seikagaku.co.jp/ja/ir/management/measures.html>

Ⅳ. 上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み（上記Ⅲ）について

上記Ⅲに記載した本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において株主の皆さまの承認を得ることを条件としています。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が満たされない限りは、対抗措置が発動されないように設定されています。さらに、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、対抗措置の発動の是非につき、独立委員会に諮問するものとされ、一定の場合には、株主の皆さまの意思を確認することとしています。

このように、本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則「(i) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii) 事前開示・株主意の原則、(iii) 必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

※ご参考

本プランは当事業年度末時点のものを記載しております。本プランの有効期限は、2020年6月19日開催予定の第74回定時株主総会の終結の時までとなっており、当社は2020年5月19日開催の取締役会において、本プランの有効期限をもって本プランを継続しないことを決議しております。

4 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,840	5,301	60,566	△647	69,060
当期変動額					
剰余金の配当			△1,466		△1,466
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△10,839		△10,839
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△4		19	15
自己株式処分差損の振替		4	△4		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△12,311	19	△12,291
当期末残高	3,840	5,301	48,254	△628	56,768

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その 他有 価証 券差 額金	繰延ヘッジ損益	為 替 調 整 算 定	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 の 利 益 計 額 合 計	
当期首残高	3,734	△3	183	61	3,975	73,036
当期変動額						
剰余金の配当						△1,466
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△10,839
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						15
自己株式処分差損の振替						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△739	12	△68	△182	△977	△977
当期変動額合計	△739	12	△68	△182	△977	△13,268
当期末残高	2,995	9	114	△120	2,998	59,767

5 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 アソシエーツ オブ ケープ コッド インク
アソシエーツ オブ ケープ コッド インターナショナル インク
アソシエーツ オブ ケープ コッド ヨーロッパ ゲーエムベーハー
ダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク等

(注) 当連結会計年度において、株式取得等により、ダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク他2社を連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 三陸加工株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 三陸加工株式会社は、連結上の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・会社の名称 三陸加工株式会社
- ・持分法を適用しない理由 三陸加工株式会社については、連結上の当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アソシエーツ オブ ケープ コッド インク他2社の連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度より連結の範囲に含めたダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク (決算日4月30日) 他2社については、連結計算書類の作成に当たって、企業結合日3月24日に仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主に移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 製品（半製品を含む）、原材料、仕掛品、貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物15～50年、機械装置3～15年であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法により償却しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

ハ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ニ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年の定額法により償却しております。

ホ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当連結会計年度は、2百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

38,224百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

① 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	金額 (百万円)	場所
医薬品事業	有形固定資産		神奈川県横須賀市 茨城県高萩市 東京都東大和市他
	建物及び構築物	5,719	
	機械装置及び運搬具	4,512	
	土地	281	
	リース資産	104	
	建設仮勘定	1,387	
	その他	1,012	
	有形固定資産計	13,017	
	その他 (無形固定資産等)	507	
合計	13,524		

② 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類別セグメントの区分を元に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

医薬品事業に係る固定資産について、将来の収益性の低下が見込まれることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (13,524百万円) として特別損失に計上しております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。不動産については、「不動産鑑定評価基準」による評価額から、処分費用見込額を控除して算定しております。その他の固定資産については、売却や他への転用が困難であることから、備忘価額もしくはゼロとして評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 56,814,093株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月19日開催の第73回定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 733百万円
- ・ 1株当たり配当額 13円00銭
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月20日

ロ. 2019年11月8日開催の取締役会決議による普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	733百万円
・ 1株当たり配当額	13円00銭
・ 基準日	2019年9月30日
・ 効力発生日	2019年12月3日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2020年6月19日開催の第74回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	733百万円
・ 1株当たり配当額	13円00銭
・ 基準日	2020年3月31日
・ 効力発生日	2020年6月22日

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,059円40銭
(2) 1株当たり当期純損失	△192円15銭

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、手元資金を研究開発や設備投資等将来の事業に対する待機資金と位置づけ、元本確保を第一優先に預金・有価証券及び投資有価証券で運用しております。

なお、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、格付及び流動性の高い確定利付債券を中心に、株式・投資信託等に分散させることにより、リスク管理を行っております。また代表取締役等で構成する委員会において投資方針の指示を行うとともに定期的に運用状況のチェックを行っております。

借入金及びリース取引の用途は設備投資資金等であります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に関する将来の為替変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引であり、取引権限等を定めた為替リスクヘッジ取引管理規定に従い実施しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	13,100	13,100	—
② 受取手形及び売掛金	6,166	6,166	—
③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	25,230	25,230	—
資産計	44,498	44,498	—
① 買掛金	613	613	—
② 短期借入金	376	376	—
③ 未払金	3,913	3,913	—
④ 未払法人税等	426	426	—
⑤ リース債務	108	104	3
負債計	5,439	5,435	3
デリバティブ取引(*)	9	9	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払金並びに④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	819	-	9
	合計		819	-	9

(注) 1.時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2.為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、非連結子会社の株式（連結貸借対照表計上額25百万円）は「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク

事業の内容 CDMO事業（医薬品受託製造、製剤処方設計、治験薬製造等）

②企業結合を行った主な理由

新薬開発の加速及び生産最適化・効率化等によるコスト低減並びに、CDMO事業の拡大

③企業結合日 2020年3月24日

④企業結合の法的形式 現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称 変更はありません。

⑥取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%（間接保有）を獲得したためであります。

(2)連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含んでおりません。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 ダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク 発行済全株式

取得原価 41,000千カナダドル（条件付取得対価を含む）

(4)主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 69百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額 1,110百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

③ 償却方法及び償却期間 15年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,666	千カナダドル
固定資産	10,217	千カナダドル
資産合計	18,883	千カナダドル
流動負債	4,152	千カナダドル
固定負債	255	千カナダドル
負債合計	4,407	千カナダドル

(7) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

① 条件付取得対価の内容

クロージング後の特定事業年度における業績等の達成水準に応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなっております。

② 当連結会計年度以降の会計処理方針

取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得価額を修正し、のれん金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(8) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(9) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額の概算額及びその算定方法

影響の概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

6 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,840	5,301	5,301	5,301	705	45,409	10,255	56,370	△647	64,864
当期変動額										
剰余金の配当							△1,466	△1,466		△1,466
当期純損失(△)							△11,380	△11,380		△11,380
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△4	△4				-	19	15
自己株式処分差損の振替			4	4			△4	△4		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△12,851	△12,851	19	△12,831
当期末残高	3,840	5,301	5,301	5,301	705	45,409	△2,596	43,518	△628	52,032

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	3,734	△3	3,731	68,596
当期変動額				
剰余金の配当				△1,466
当期純損失(△)				△11,380
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				15
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△739	12	△726	△726
当期変動額合計	△739	12	△726	△13,558
当期末残高	2,995	9	3,004	55,037

7 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 製品（半製品を含む）、原材料、仕掛品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物15～50年、機械及び装置4～8年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで、区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当事業年度は、2百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	147百万円
短期金銭債務	63百万円

(2) 取締役、監査役に対する長期金銭債務

73百万円

取締役、監査役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

(3) 有形固定資産減価償却累計額

33,640百万円

(4) 保証債務

被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
ダルトンケミカル ラボラトリー ズインク	76	借入金（運転資金）の債務保証

(5) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	4,600百万円
借入実行残高	－百万円
差引借入未実行残高	4,600百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	76百万円
仕入高	394百万円
その他	77百万円

(2) 減損損失

① 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	金額 (百万円)	場所
医薬品事業	有形固定資産		
	建物及び構築物	5,719	神奈川県横須賀市 茨城県高萩市 東京都東大和市他
	機械装置及び運搬具	4,512	
	土地	281	
	リース資産	104	
	建設仮勘定	1,387	
	その他	1,012	
	有形固定資産計	13,017	
その他 (無形固定資産等)	507		
合計	13,524		

② 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類別セグメントの区分を元に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

医薬品事業に係る固定資産について、将来の収益性の低下が見込まれることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（13,524百万円）として特別損失に計上しております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。不動産については、「不動産鑑定評価基準」による評価額から、処分費用見込額を控除して算定しております。その他の固定資産については、売却や他への転用が困難であることから、備忘価額もしくはゼロとして評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

397,767株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	3,731百万円
みなし配当	283百万円
貯蔵品	204百万円
賞与引当金	191百万円
その他	469百万円
小計	<u>4,880百万円</u>
評価性引当額	<u>△4,880百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>-百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,206百万円
その他	△25百万円
繰延税金負債合計	<u>△1,232百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△1,232百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
税額控除	3.0%
配当金等益金不算入	0.2%
評価性引当額の増減	△42.8%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△9.9%</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親者	水谷 建	当社代表取 締役 水谷糖質科 学振興財団 理事長	被所有 直接0.8% (直接1.5%) (注) 1	—	—	水谷糖質科 学振興財団 への寄付金 (注) 2	15	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 議決権等の被所有割合の () 書は外書であり、水谷糖質科学振興財団が所有する割合であります。
2. 水谷糖質科学振興財団への寄付金につきましては、第三者のために当社との間で行う取引であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 975円56銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △201円73銭